

延町まちづくり町民参加条例」を策定中です。

町政への参加のために必要な、具体的な制度や手続について明文化したもので、広報誌の昨年11月号で紹介しています。

▽協働の推進



町民、町議会、町がまちづくりのパートナーとして、対等の立場でまちづくりに参加し、お互いの役割と責務を理解しあい、共に行動していく「協働のまちづくり」を推進することを規定しています。また、自ら主体的にまちづくりに取り組む団体や組織等に対し、必要な支援を行うこととし、現在行っている「幌延町まちづくり事業補助規則」の拡充を図ることとします。

▽コミュニティ活動の推進

町内会やボランティア団体などの地域活動を行なうコミュニティに対し、自主性と自立性を尊重しながら、研修会や講演会の開催、町内会館の整備補助など、必要な支援を行ないます。

内会館の整備補助

町内会やボランティア団体などの地域活動を行なうコミュニティに対し、自主性と自立性を尊重しながら、研修会や講演会の開催、町内会館の整備補助など、必要な支援を行ないます。

▽住民投票

町民参加の制度として、新しく設けられたもので、住民投票制度は、間接民主主義を基本としながら、これを直接民主主義で補完するものと位置づけら

れ、住民の意思を把握するために行われます。この条例では、実施をするとことができると規定し、参加できる人の資格や投票結果の取扱いなど、実施に係る必要な事項は、その都度

町議会の議決を得て条例を作り実施するものとします。

第五章 町民

まちづくりの主役である町民の権利と責務について、規定しています。

▽町民の権利

全ての町民はまちづくりの主権者として、いかなる場合、相手からも強制されることなく、個人の自由意志に基づいて町政に参加できることを規定しています。また、基本的人権に基づき、安心安全な生活を営む権利、情報公開条例や個人情報保護条例で保障する『知る権利』や個人情報の開示請求権等を有していることも明示しています。

▽町民の責務

町民が地域社会を構成する一員として、自主的・主体的にまちづくりに参加するよう努めることを規定しています。この場合の参加も個人の自由意志に基づくもので、参加しないことによって個人の権利に影響を及ぼすものではありません。

▽事業者等の権利及び責務

企業や非営利活動団体といった事業者等もまちづくりの協働の担い手として、町民や町と連携・協力してまちづくりに参加する権利を有するとともに、安心で安全なまちづくりに寄与するよう努める責務があることを規定しています。

第六章 町議会

ここでは、町議会の役割、責務等を規定しています。

▽議会の役割

議会は、町民を代表する町の意思決定機関として、町政の重要な事項について意思決定をすることを明示するとともに、町民の多様な意見が町政運営に適切に反映されるよう必要な調査を行うことと、適切な町政運営がされているか監視し、けん制する機能を果たすと規定しています。

▽議会の責務

本会議はもとより常任委員会、特別委員会も含めた会議の公開を原則とすることを規定しています。ただし、地方自治法第15条ただし書きの規定によつて、議員の3分の2以上の議決により、秘密会を開くことができます。また、議会活動に関して町民に分かりやすく説明する責任も負っています。

▽議員の責務

町民の信託に応えるため、全町的視点に立つて公正かつ誠実に議員活動を行い、必要な調査や研究など自己研さんに努めるものとしています。

▽議会の組織等

議会の組織や定数について、人口の推移や社会経済情勢、まちづくりにおける議会の役割などを十分に考慮し、議会が自主的に判断・決定していくことを規定しています。

第七章 町

ここでは、「町長の責務」「執行機関の責務」「職員の責務」「行政組織」「審議会等」について